

# 泡消火設備の設置等に関する指導基準

## (趣旨)

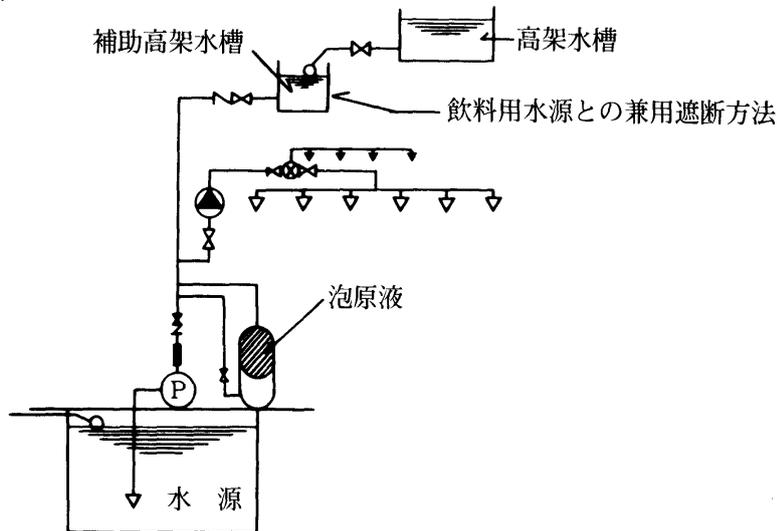
第1 この基準は、泡消火設備の設置及び維持に関し、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）及び豊田市火災予防条例（昭和48年条例第51号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (水源)

第2 水源は、屋内消火栓設備の設置等に関する指導基準（以下「屋内消火栓」という。）第2-1（（4）を除く。）に準ずるほか、次によるものとする。

- (1) 泡消火設備の水源は、飲料用水源（高架水槽を含む。）と接続しない。（第4-1図参照）
- (2) 防火対象物の同一階に固定式と移動式の泡消火設備を設置した場合の水源の水量は、両方式を合算した量以上とする。

### <参考例図>



第4-1図

## (加圧送水装置等)

第3 加圧送水装置等は、屋内消火栓第3（2、4を除く。）に準ずるほか、次による。

- (1) 加圧送水装置等は、泡消火設備専用とする。
- (2) 防火対象物の同一階に固定式と移動式の泡消火設備を設置し、加圧送水装置を兼用する場合は、両方式を合算した性能を有するものとする。

## (呼水装置)

第4 呼水装置は、屋内消火栓第3-5に準ずる。

## (配管)

第5 配管は、屋内消火栓第4（1.1及び1.5を除く。）並びにスプリンクラー設備の設置等に関する指導基準（以下「スプリンクラー」という。）第5-1-（3）から（7）に準ずるほか、次によるものとする。

- (1) 一斉開放弁の二次側には、泡ヘッドから散水することなく一斉開放弁の試験ができる装置をスプリンクラー第10-1-（4）に準じて設ける。

- (2) 一斉開放弁の取り付け位置は、その受け持つ放射区画内又はその直近に設ける。
- (3) 加圧送水装置の吐出側直近部分の配管には、その表面の見やすい箇所に泡消火設備用である旨を表示する。

(同時放射区画)

第6 同時放射区画は、規則第18条第4項第5号に定める隣接する2つの区画のうち最大となるものを同時放射した場合、必要となる水源、加圧送水装置等を確保する。ただし、隣接した区画が不燃材料で区画されている場合は、当該区画された部分の一を放射区域とし、最大となる区画を同時2区画放射とすることができる。

(泡ヘッド)

第7 泡ヘッドは次によるものとする。

- (1) 泡ヘッドは認定品を使用すること。
- (2) フォームヘッドは、スプリンクラー設備の設置に関する指導基準第6(1)イに準じて設置すること。

(火災感知装置)

第8 自動式の火災感知装置は、次によるものとする。

(1) 標準型ヘッドを用いる場合

- ア 標準型ヘッドの標準温度は、79度未満のものとする。
- イ ヘッドは、規則第13条の2第4項第1号イからハまでに準じて設けること。
- ウ ヘッドの取り付け高さは、床面から5メートル以下とすること。ただし、ヘッドの感度種別が1種のものを使用する場合は、8メートル以下とすることができる。
- エ ヘッドは一の放射区画内の床面積15平方メートル(耐火建築物にあつては、20平方メートル)以下ごとに1個以上偏在しないように設ける。
- オ 配管の末端には、当該放射区画の見通しができ、区画内の火災の影響を受けることなく容易に操作できる場所に、手動弁(ボールコック等)を設ける。

(2) 自動火災報知設備の感知器を用いる場合

- ア 感知器は、規則第23条第4項に定める基準に準じて設ける。
- イ 感知器の種別は、熱式の特種(定温式に限る。)、1種又は2種若しくは差動式分布型の2種又は3種のものとする。
- ウ 感知器の作動と連動して電磁弁が開放した場合は、何らかの復旧操作をしない限り、閉鎖しないものであること。
- エ 感知器回路の末端には、当該放射区画の見通しができ、区画内の火災の影響を受けることなく容易に操作できる場所に、手動起動装置を設ける。

(流水検知装置及び自動警報装置)

第9 流水検知装置及び自動警報装置は、スプリンクラー第9に準ずるほか、流水検知装置の一次側直近の制御弁は、当該放射区画を経由することなく接近できる共用部分若しくは、階段直近等に設け、容易に操作できる位置に設けること。

(起動装置)

第10 起動装置は、固定式の泡消火設備にあつては、スプリンクラー第11に準ずる。

2 移動式の泡消火設備にあつては、屋内消火栓第6に準ずる。

(移動式の泡消火設備)

第11 移動式の泡消火設備については、次によるものとする。

(1) 規則第18条第2項第4号に規定するノズルからの泡水溶液の放射量は、ノズルの放射圧力を0.35MPaとしたときの量とすること。

(2) ホースの長さは、20メートル以上であること。

(3) 移動式の泡消火設備の設置できる防火対象物又はその部分は、次に定める各条件に適合するものであること。なお、開口部が1面のみにある場合等開口部が偏在する場合で、安全に初期消火が出来ず、又は安全に避難できない恐れのある場所は取り扱えない。

ア 警備員が常駐すること。ただし、防火対象物又はその部分の直近の関係者等により速やかな対応が可能なものはこの限りでない。

イ 省令第18条第4項第1号に規定する「火災のとき著しく煙が充満する恐れのある場所」以外の場所は、防護対象となる部分が、次によるものであること。

(ア) 完全開放の屋上駐車場

(イ) 当該部分は、地階又は無窓階以外で次に掲げるもの

a 外気に面する外壁の開口部が常時開放された構造のもので、かつ、次の(a)、(b)に適合する排煙上有効な開放部分(以下「有効開口」という。)の合計面積が当該床面積の15パーセント以上ある部分

(a) 天井面又は上部床スラブ下面から50センチメートル以上下がった梁又はたれ壁等を設けない。

(b) 開口部の前面に1メートル以上の空地を確保する。

b 天井部分(上階の床をかねるものを含む。)の開口部の有効開口面積の合計が、当該場所の面積の合計が15パーセント以上確保されている場所

c 4辺(構造上必要な柱部分以外の当該場所の全周)の上部50センチメートル以上の有効開口部分が常時開放されている部分

(4) 移動式泡消火設備(泡消火栓)の泡の放射は、一のバルブ操作によりできること。

(泡消火薬剤の貯蔵槽)

第12 泡消火薬剤の貯蔵槽は、次によるものとする。

(1) 材質は、泡消火剤により腐食等のおそれのないもの又は防食措置を講じたものであること。

(2) 点検口及び掃除口を設ける。

(3) 呼吸弁又は通気管を必要に応じ設ける。

(4) 貯蔵槽が常時加圧されることにより、ダイヤフラム等に支障が生じるおそれのあるものにあつては、有効な圧抜き措置を講ずる。

(5) 設置場所は、加圧送水装置の設置場所に準ずるほか、点検、補修に必要な空間及び換気、室温並びに排水等を考慮する。

(泡消火薬剤混合装置)

第13 泡消火薬剤混合装置は、使用する泡消火薬剤及び使用ヘッドに整合したものであること。

(発泡倍率と還元時間)

第14 フォームヘッド又はノズルから適正な泡放射ができるとともに泡の発泡倍率は5倍以上あり、かつ、当該泡の4分の1還元時間は1分以上であること。

(床面積の算定)

第15 令第13条第1項及び条例第39条第1項に掲げる駐車場等に供する部分の床面積の算定は、次表によること。

駐車のために供される部分	駐車する部分及び車路
自動車の修理又は整備の用に供する部分	作業所、油庫、点検調整場、修理又は作業を要する車両の駐車場、機械室及び部品庫（防火区画されたものは除く。）等

(機械式駐車場)

第16 機械式駐車場（複数の段に駐車できるもの）に泡消火設備を設ける場合は、第2から第15によるほか、次に定めるところによること。

- (1) フォームヘッドは、各段とも防護できるように設ける。
- (2) 火災感知装置は、標準型ヘッド（79℃未満）とし、天井等（床ピット内に車両が降下収納されるものにあつては、床ピット内の火災を有効に感知できること。）で感知しやすい部分に取り付ける。
- (3) 駐車のために供する部分の水平投影面積50平方メートル以上を一の放射区画とし、隣接する2つの区画を同時放射できる容量の加圧送水装置を設ける。

なお、一の機械式駐車台数ごとに駐車部分を不燃材料で区画したときは、当該部分（車路を含む。）を一の放射区域とみなすことができる。

- (4) 手動弁は、当該部分の火災の影響を受けることなく、容易に接近できる位置に設ける。

(表示)

第17 表示については、次によるものとする。

- (1) 手動起動装置と放射区画との関連を明確にするため、次の識別をする。
  - ア 一斉開放弁及び手動弁を赤色塗装する。
  - イ 一の放射区域の手動弁及び泡ヘッドの取り付け部分並びに一斉開放弁の放出側の配管をそれぞれ30センチメートル以上同一彩色とする。ただし、天井仕上げ等により配管が露出しない構造のものにあつては、露出している泡ヘッド部分（網の部分を除く。）等のみ同一彩色とすることができる。
  - ウ 隣接する放射区域は、容易に識別できるよう異なった彩色とする。
- (2) 混合器及び送液ポンプ等には、送液方向を示す矢印を表示する。
- (3) 加圧送水装置を設置した場所には、第4-2図の表示を設ける。
- (4) 泡消火設備の消火薬剤貯蔵槽を設置した場所には、第4-3図の表示を設ける。
- (5) 泡消火栓には、第4-4図の表示を設ける。
- (6) 手動起動装置、送水口の直近には、第4-5図の表示を設ける。

消火設備の概要

- 1 設置場所
- 2 防護面積
- 3 ヘッドの種別及び数量
- 4 放出方式
- 5 消火薬剤の種別、混入率及び数量
- 6 加圧送水装置の性能
- 7 非常電源の種別
- 8 設置年月
- 9 施工者名

第4-2図

消火薬剤

- 1 種別
- 2 混入率
- 3 薬剂量
- 4 設置年月

第4-3図

使用方法

- 1 ホースを延ばす。
- 2 火災場所を確め1の弁を開く。
- 3 起動ボタンを押す。
- 4 その他必要事項

第4-4図

手動起動装置  
(泡消火)

大きさ 10cm×30cm以上  
文字 3cm平方以上

送水口  
(泡消火)

色 生地：赤色 文字：白色

第4-5図

- (7) (3) から (6) までの表示のうち、特記のないものについては、次による。
- ア 色は、生地を白色、文字を黒色とする。
  - イ 文字の大きさは、2センチメートル平方以上とする。
- (8) 表示は、3メートル以上離れた位置から確認できる場所に設ける。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。